

顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所（以下「セルフスタンド」という。）とは？



平成 10 年の消防法令改正により、セルフスタンドが誕生し、顧客が自ら給油行為を行うことができるようになりました。

ガソリンスタンドでは、危険物（引火性液体）を数千リットル以上も貯蔵・取扱いしており、その中でもガソリンは引火性の高い非常に危険な危険物です。そんなガソリンを安全に取り扱うために、セルフスタンドでは、危険物取扱者の資格を有している従業員が、皆さんが行う給油行為を、次のように管理しています。

☆セルフスタンド従業員のお仕事☆

- ① 顧客（給油利用者）の給油作業等を監視する。
- ② 給油作業等の安全な開始の確認がとれれば、制御装置を用いて給油作業が行える状態にする。
※ 給油利用者が給油を行うための手順に従い、給油ノズルを自動車の給油口に差し込んだことを確認し、制御装置の「給油許可ボタン」を、従業員が押すことで初めて、ガソリン等が給油できる状態となります。
- ③ 給油作業等が終了したときは、制御装置を用いて給油作業等が行えない状態にする。



セルフスタンドにおいて、安全に給油を行うためのポイント！

【給油方法】

《STEP I》 給油機の横の枠内に自動車を停車する。

まずは、給油機横の停車枠に収まるように自動車を停車しましょう。

《STEP II》 燃料の種類、給油量を選ぶ。

車を停めたら、エンジンを切り、給油機のタッチパネルで支払い方法や給油するガソリン・軽油の種類、給油量などを選びます。

【ガソリン・軽油の種類を選択】

「**レギュラー（無鉛ガソリン）**」「**ハイオク（プレミアムガソリン）**」「**軽油（ディーゼル）**」の3種類の中から車に対応した燃料を選択します。



《STEP III》 静電気の除去を行う。

給油の設定が完了したら、給油機に設置されている静電気除去シートに手を当て、静電気の除去を行います。給油の設定が完了すると、静電気除去シートに触れるようアナウンスが流れるため、そのタイミングで触れるようにしましょう。

静電気の除去をしないで給油を始めると、静電気の火花が原因で気化したガソリンに引火する危険性があります。必ず給油前に静電気の除去を行いましょう。



《STEPⅣ》 給油口を開けてキャップを外す。

静電気の除去が完了したら、給油口を開けて給油キャップを外しましょう。給油口を開けるレバーやボタンが車内にある場合、STEPⅠの時点で開けておくと、給油口を開けるために車内に戻る必要がなくスムーズにSTEPⅤへと進めます。

《STEPⅤ》 給油機からノズルを取り、給油口に差し込み給油を開始する。



STEPⅡで選択したガソリン・軽油の種類に対応するノズルを給油機から取り出し、給油口に差し込みます。ノズルのレバーを引くと、給油が開始されます。

給油が完了したらノズルを給油機の元の場所に戻します。

設定した給油量や満タンに達すると、給油が自動的に止まる仕組みになっています。少しでも多く入れようと、給油が自動停止してから継ぎ足しをする人もいますが、ガソリン・軽油が吹きこぼれてしまう危険性があるため、このような行為は控えましょう。

《STEPⅥ》 給油キャップと給油口を閉める

給油が完了したら給油キャップと給油口を閉めましょう。

給油が無事に終わったことで安心してしまい、給油キャップを閉め忘れたまま車を発進してしまう人は少なくありません。また、給油キャップを閉めたつもりでいても、閉め方が緩い場合もあります。

キャップが緩い状態だと、ガソリン・軽油が漏れ出して、引火する危険性があるため、キャップが完全に閉まっているか確認してから発進しましょう。

セルフスタンドでの事故事例

事故1 静電気除去シートに触れたが、給油口付近から炎が上がった事例

発生年月 平成23年1月

発生原因 手袋を着けたまま、静電気除去シートに触れたために静電気が除去できず静電気火花が発生し、ガソリンから出る可燃性蒸気に引火した。

給油時のポイント1
給油の際は手袋を外す！



事故2 給油ノズルを止まる位置まで差し込まなかったため、ガソリンがあふれた事例

発生年月 令和2年2月

発生原因 給油ノズルの差し込みが不十分であったため、オートストップ機構が満タンを検知できずガソリンがあふれてしまった。更にとっさに給油口から給油ノズルのレバーを握ったまま引き抜いたため、ガソリンが漏れてしまった。

給油時のポイント2
給油ノズルは奥まで差し込んで！

事故3 セルフスタンドで、顧客自らが軽トラック荷台に積載していた容器にガソリンを詰め替え中、静電気火花により火災が発生した事例

発生年月 令和4年4月

発生原因 ガソリンを容器に顧客自らが詰め替えしていたこと、また、セルフスタンドの従業員の監視体制が疎かであったことから、火災が発生してしまった。

ガソリン購入のポイント

- 1 セルフスタンドで顧客自らが容器にガソリンを詰め替える行為は法令で禁止されています。
- 2 セルフスタンドの従業員は顧客の給油作業等を監視しなければなりません。